

鎌倉市議会議員

永田 まりな

MARINA NAGATA

特別号!

鎌倉人 VOL.44

## 鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例について

先般、地方自治法第74条第1項の規定に基づき鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定について請求があり11月20日に臨時議会が招集され、22日に付託された総務常任委員会審議が行われた際、委員より修正案が出され可否同数となり委員長採決の結果可決されたので、11月27日に本会議にて条例と修正案に対する採決が行われました。結論から申しますと、賛成10反対15で修正案が否決、その後原案の採決が行われ同じく賛成10反対15で否決となりました。私たち会派は原案、修正案それぞれ反対とし、その考えを以下の反対討論で述べましたのでその概要を掲載いたします。条例案、それに対する市長意見文、修正案に関してはウェブサイトをご覧ください。

### 鎌夢会 反対討論

8270名にも上る署名を集められ、制度に則り、直接請求をされましたご苦労について、真摯に重く受け止めると共に敬意を表したいと思います。また、多くの皆様に、直接請求の行動を取らざるを得ない状況をつくってしまった事は、本庁舎を深沢地域整備事業用地内へ移転する件に関し、審議経過を長年に渡り報告を受けて来た議会として、広報や意見集約をする行動が不足していたと反省しなければならないとも思います。様々な施策の結論を出して行く際、議会の重要な役割の一つに、多くの市民の皆様のご意見を伺い、衆知を集め、結論を出して行くという事があります。時に相反する意見があったとしても、互いが、争いあったり、いがみあったりしない様、時間をかけて、遺憾を残さず結論を出して行く事が肝要と考えます。直接請求された皆様には、この度の条例案の結果の如何に拘わらず、今後更に積極的に行政機能の再編計画にご参加頂き、全市民にとってより良いものになるようお力添えと、議会への叱咤激励賜れば幸いです。

### 反対の理由

1点目に、第2条に関する件で過日、台湾の総選挙が終わり、様々な課題を住民投票していた事が報道されていました。日本でも、政府や基礎自治体が案件によって、直接民主主義の住民投票制度を積極的に取り入れた運営をして行くことは大いに推進すべきですが、深沢地域整備事業用地内へ移転することに賛成か否かを投票で決する事を求めるのは前述の通り、正に住民の対立を誘発する内容であり、こうした案件は住民投票には馴染まないと考えます。

2点目は、第12条に関する件で、鳥取市の例を挙げて、投票結果の効力に拘束条項を付記しない場合、裁判での有効性が担保出来無いと意見陳述されておられたように、多くの皆様が、拘束条項を入れる事に大きな意味を持って、署名された事と理解しております。しかし、現行法の中では、正にこの拘束条項が違法であると解釈されている事から、残念ではありますが、違法な条項を認める事は出来ないのとあります。

では、拘束条項を尊重規定に変更したのだからよいのでは？との議論もありますが、正にこの拘束条項こそが、この条例の重要ポイントであり、そこを議会で修正する事は、署名者の意に沿うものか確認できません。誤字脱字の類を微修正する事は大した問題では無いと考えますが、基本的には、条文を添えて署名を頂いたからには、原案を議会で修正する事は、厳に慎むべきと考えるものであります。

以上が反対の理由として討論で述べた概要です。

また行政に対し、これまで以上に市民意見の衆知に努めて頂きます事をお願い申し上げます。

本庁舎整備に関しては今後一層注視し、議会での審議に取り組んでまいります。

## 山形市・横手市へ 視察に行きました

10月30～31日の二日間、建設常任委員会で山形市と横手市に伺いました。それぞれの視察報告をさせていただきます。

### 山形市中心市街地活性化基本計画 及び 旅籠町にぎわい拠点guraについて (山形市)

山形市では平成12年以降大型店の撤退、隣接する仙台市への買い物客の流出傾向もあり小売業の売上額、歩行者通行量の減少という課題を抱えていました。そこで平成20～26年に第1期山形市中心市街地活性化基本計画を策定し、「街なか観光」・「イベント」による賑わいの創出、人の温もりを中心部に誘導する「街なか居住」、特色ある商業の振興という3つの基本方針の下、81の事業を計画(現在76事業(93.8%)が完了、または着手済み)しました。その後、歩行者通行量、中心市街地の居住人口、観光客の入込数などの検証、市民、来街者の意識・ニーズ調査などを行い、人口減少社会を見据えた誘客の推進、来街者を歩行者・自転車通行量につなげるための事業の展開、空き店舗の解消を今後の課題とし、平成26～32年3月までの第2期山形市中心市街地活性化基本計画を策定、①賑わい拠点の創出、②商業の魅力の向上、③街なか観光交流人口の増加という3つの目標を定め現在事業を展開しています。今回はその中で、今年3月にオープンした市に寄贈された「旧木村邸」の土地建物を活用し、山形の「食」「デザイン」「人」が集まる「まちなかの居場所」複合施設「gura」を訪問。モダンなデザイン性は人目をひくものであり、ガーデンウエディングも行われるなど、利用者のニーズに柔軟に対応していました。今回の視察からは、街を活性化したいという共通課題意識を、いかに市と市民が持てるかが重要なポイントと感じました。

### 横手駅東口第一地区 第一種市街地 再開発事業について (横手市)

横手駅東口側地区では空きビル、空き店舗、また大型の総合病院の撤退による跡地利用などによるいわゆる空洞化が課題であり再開発事業を求める声も多く、平成15年に国の都市再生モデル事業になったことにより市街地再開発事業に道筋を立てていきました。事業方式は第1種市街地再開発事業(組合施行による権利変換方式)でありました。A~Fの事業区域にはそれぞれ公共施設棟・高齢者住宅棟・集合住宅棟・商業施設棟・バスターミナル棟・銀行棟が整備され、工事完了公告は平成23年3月1日。今回はその中で公共施設棟であるY2プラザを視察。未就学児を含む子供たちの遊びの場を完備した児童センターのある子育てフロア、トレーニングフロアが充実していました。財政負担は国の市街地再開発事業等補助要綱(当時)に基づく補助が可能であり、秋田県も支援に積極的であったことから補助の限度である国1/3、県1/6、市1/6の事業支援が実施されました。(事業区域内に公共施設を配置したことによる増床負担金、公共施設管理者負担金の支出は別途あり)すなわち、再開発総事業費63億円のうち市の支出は18.42億。2.1haの開発でありながら、ここまで市の支出が抑えられたことは大成功と言えますが、その一方で順調に開発されたと見えるこの横手市の例でさえ、地権者との合意を含め、計画開始から完了までに約13年を要したということに再開発事業の難しさを感じます。事業方式・補助金の確保について改めて考えさせられました。

## 「鎌倉テレワーク・ライフスタイル研究会」が発足!

鎌倉市では、都内等への通勤を減らし、鎌倉でテレワークを行うワークスタイルの普及やテレワークに関する情報発信や勉強会の開催等を目的とした「鎌倉テレワーク・ライフスタイル研究会」を発足、11/27に発足式を行う事となりました。9月議会の一般質問において、テレワークの推進をお願いしていたところであり、今回の研究会発足は非常に期待しています。鎌倉市でも今年度中の管理職職員のテレワーク導入に向けて既に始動しており、この研究会により鎌倉市がリーダーシップをとり、神奈川や国をリードする多様な働き方を提言していられるよう期待しています。今後の動きに注目していきます!

### 連絡先

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10  
鎌倉市役所 鎌倉夢プロジェクトの会控え室  
TEL: 23-3000(代表)

永田まりな



✉ nagatamarina2013@gmail.com

ブログ  
更新中!!